緑のまちづくり

ひたちなか市

No. 42

GREEN CITY·HITACHINAKA

2021年3月

今年度新しく田彦東公園が整備されました



市の既成市街地には、まとまった規模の公園がない地区が11地区あり、計画的に整備を進めています。 その第2号となった田彦東公園は、扇形滑り台やターザンロープなどを配置した「遊具エリア」と、 自由に走り回れる「芝生エリア」に分けて整備を行いました。また、地元の公園として愛着を持っていた だけるよう、地元自治会と市が協働で芝張りを行いました。田彦東自治会中村会長は「待望の公園が出来 てよかった。みんなに愛される公園として大切にしたい。」と話されていました。

オープン後はグラウンドゴルフを楽しむ高齢者や遊具で遊ぶ親子連れなど、幅広い年代でにぎわって います。



公園の芝張りを行う様子



グラウンドゴルフを行う様子

花しょうぶ園が30周年を迎えました





この花しょうぶ園は、平成3年 に花しょうぶの会の飛田忍さんが 地元の方々の協力をいただき植栽 を始めたもので、今年で30年目 になります。平成16年からは市 が管理を引き継いでいます。花の 見頃は毎年6月上旬から中旬にか けてで、しょうぶの花が一面に広 がる様子は大変鮮やかです。

なお、令和2年度は、新型コロナ ウイルス感染症の影響で、花しょ うぶ祭りは中止となりました。

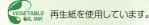
また、令和2年度~令和4年度 にかけて、計画的に園路改修工事 を行っています。

○ お問い合わせ ○

ひたちなか市 公園緑地課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 (029)273-0111 [内線 1383・1384]



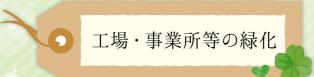
皆様の善意が緑のまちづくりを推進しています

市では、緑地の確保や市民の緑化活動の助成などに活用するこ とを目的に「緑のまちづくり基金」募金箱をコミセン、図書館、 体育館などの公共施設29施設に設置しています。

この基金は、市の資金と市民の皆様からお寄せいただいた心温 まる善意を積み立てています。今年度は次の方々からご寄付を いただきました。厚く御礼申し上げます。

〇工機労働組合 〇株式会社日立ビルシステム 〇ふるさと納税(目的:緑地保全・緑化推進) 〇緑のまちづくり基金 募金箱

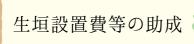




市では、急速に進行する緑の消失に歯止めをかけ、市内に残る緑を保存し、緑につつまれた憩いと潤いのある良好な環境の形成と健康で快適な市民生活の確保を目的として、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例に基づき、計画的に緑の保存と緑化の推進を図っています。



本条例では、市内に工場・事業所等を建築する場合は、事業者は緑化の推進等に関して適切な措置を講ずるよう緑地確保基準が定められています。

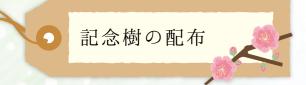




緑は憩いと安らぎのある都市景観を形成するとともに、災害の防止に役立つなど、市民生活に 欠かすことのできないかけがえのない財産です。

市では、緑の保存と緑化の推進を図るため、生垣の設置費の一部について助成を行っており、 工事費などの総額の2分の1以内で5万円が限度額となっています。

助成金を受けるには要件等がありますので、必ず着工前に公園緑地課までご連絡ください。

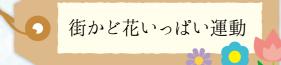


市では、「誕生(ハナモモ)」、「結婚(ハナミズキ)」、「住宅の新築(ライラック)」の記念として毎年3月末に記念樹を配布しています。

記念樹引換券は、誕生・結婚については市民課の窓口に届出をされたときに、新築については資産税課職

員が家屋調査に伺った際に引換券をお渡ししています。

令和3年4月からは、対象となる方に申込用紙を配布しますので、希望される方は申込用紙に記載の要領に沿って申し込みしてください。



花いっぱい運動とは、花づくりをとおして、地域の皆さんがつながりを深めるとともに、美しい町づくりを進めることで自分たちの住む地域に愛着を持っていただく運動です。

ひたちなか市民憲章実践

部会では、市民団体が道路の植樹ますや花壇など、日常的に人の目にふれやすい公共施設などへ花を植える場合、その一部について助成金を交付しています。

また、小中学校等や高齢者クラブに球根を無料配布し、市内の街かど花いっぱい運動を推進しています。詳しくは公園緑地課までお問い合わせください。



緑を増やそう!

市では下記の緑化施策を行っています

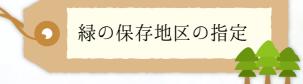


風致地区とは、都市における風致(都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的な景観)を維持するため、都市計画法に基づいて定められる地域地区で、樹林地などの自然的な要素と一体となって良好な景観の形成が望まれる地区を言います。

風致地区内では建築行為等に規制があり、事前に許可が必要になる場合があります。

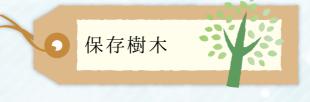
また、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」により太陽光発電設備を設置するのに適当でないエリアに指定されています。

規制の内容及び許可基準等の詳細については、公園緑地課までお問い合わせください。



市では、市域の良好な樹林地や水辺地を保全し次代へ引継ぐことを目的に、平成10年度に「地域制緑地保全計画」を策定し、都市計画法に基づく風致地区及びひたちなか市緑の保全と緑化の推進条例に基づく緑の保存地区を指定しています。

平成25年度末において、市内の緑の保存地区は10地区で面積208.4へクタールであり、地区内の緑地等については、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例に基づき、所有者又は管理者に管理費の一部として助成金を交付しています。



市域の美観風致を維持する ため、保存する必要があると 認めるときは、樹木の所有者 の同意を得て、保存樹木とし て指定しています。

現在、市内では39本の保存樹木が指定されています。詳しくは市の公式ホームページをご参照ください。

